

# 1 山梨県環境首都憲章

## (1) 策定の趣旨

「環境首都・山梨」を実現するためには、本県の素晴らしい自然や歴史、文化、風土などのかかわりを正しく認識し、自然環境の保全を第一として、守るべきものは守りながら、環境保全と開発との統合を図り、地域の特性を生かした快適で質の高い環境づくりを進めていく必要がある。このため、本県では、平成5年4月1日、そのための基本理念、目指すべき社会、県民・事業者・行政の役割を示した「山梨県環境首都憲章」(以下「環境首都憲章」という。)を制定し、これを基本として、「環境首都・山梨づくり」のための様々な施策や事業を推進している。

また、県議会においても、地球環境問題の解決が重要な課題であるという認識に立ち、自らも環境に配慮した行動を実践していくことを掲げた『「環境首都・山梨」づくり宣言』を決議した(平成5年3月22日)。

## (2) 憲章の全文

わたしたちのふるさと山梨は、富士山、八ヶ岳、南アルプス、大菩薩嶺、御坂山塊などの山々、川や湖、緑あふれる森林、そこに棲み、生い茂るたくさんの動物や植物など、豊かな自然に恵まれています。

また、自然の織りなす風景、ぶどう園や桃畑などの農村がつくり出す景観などは、四季折々の美しいたずまいを見せてくれます。

山梨の歴史や文化、特色ある産業や豊かな生活は、このような自然の恵みを受けながら育まれてきたのです。

しかし、いま、都市化の進展や生活様式の変化などによる大気汚染や水質汚濁、ごみの増大など都市・生活型の環境問題、また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少など人類の存続にかかわる地球規模での環境問題が大きな課題となっています。

このような中で、人々の間には、環境を基本に置いた生活を重視しようとする意識が芽生え、地球の存続をかけた、幾多の課題に対応するための地域からの行動が、全世界で、大きなうねりとなって始まっています。

いまこそ、地域振興のための開発と環境保全との調和を図り、健康で安全、かつ、快適な生活を営むための基盤となる環境を守り育てていくために、わたしたち自身が人と自然との共生を基本とし、持続可能な社会を築く努力をしていかなければならないのです。

そのために、わたしたちは、現在の生活様式を変革していくことも含め、どのように行動すべきかを真剣に考え、実践に移していく必要があります。

また、社会の一員である事業者には、生産、流通、消費、廃棄の各過程を通じて、環境への影響を少なくする循環型の経済システムを確立していく必要があります。

県民、事業者、行政には、それぞれの役割に応じて問題解決に向けた活動を起こす使命が課せられています。

このような活動を活発に展開することにより、初めて、祖先から受け継いできたすばらしい環境を、時代を超えた共有の資産として子孫へ引き継いでいくことができるのであって、それは、現在に生きるわたしたちに課せられた重大な責務であり、使命であることを、深く心に留めなければなりません。

環境保全と開発とが統合され、恵み豊かな環境の下に、健康で安全、しかも、地域の特性を生かした快適な生活が営めるような郷土づくりを進めるため、みんなで勇気をもって努力していきたいと思います。

こうした努力を積み重ねることにより、健全で恵み豊かな環境の創造と世界に誇り得る「環境首都・山梨」の実現が図られるのです。

そのための基本理念を示し、目指すべき新しい社会づくりに向けて、県民、事業者、行政がそれぞれの役割の下に一体となって展開する活動の指針として、また、一人ひとりの行動の規範として、ここに環境首都憲章を定めるものです。

## 第1 基本理念

### 1 快適な環境の享受の保障

健康で快適な生活を営むうえで基本となるさわやかな空気、清らかな水、美しい景観など、すべての県民が環境の恵みを受けられるよう、将来にわたって良好な環境を保持することを確認します。

### 2 将来の世代に良好な環境を引き継ぐ責務

現在に生きるわたしたちは、将来の世代にも健康で文化的な生活を営む権利が保障されなければならないことを認識し、健全で恵み豊かな環境を未来に引き継いでいくため、適正に環境の保全を行う責務があることを確認します。

### 3 人と自然との共生を基本とした環境倫理

自然は、生命を育む母体であり、微妙な調和を保っている自然の中でこそ、人類の生存が可能になっているのです。

地球環境は、動物や植物を含めたすべての生命と分かち合うものであることを深く理解し、わたしたちのあらゆる活動を自然の理にかなったものにしていくことを確認します。

### 4 地球環境問題への積極的な対応

地球は、人類全体の存続の基盤ですが、いま、地球規模での環境の悪化が急速に進んでいます。

地球環境問題の原因の多くが、豊かさや便利さを求める社会経済活動や生活様式にあることから、足元からの取り組みがなければ問題は解決できません。

わたしたちは、地球家族の一員として、世界の国々の人たちと連携する中で、積極的に行動する責務があることを確認します。

### 5 持続可能な社会の構築

環境資源は、有限であり、その資源を将来の世代にも保障するために、循環型社会システムを築き上げる必要があります。

わたしたちは、環境への負荷を少なくし、持続的に発展していくことが可能な社会を構築するため、それぞれの果たすべき役割の下に、適切に行動する責務があることを確認します。

## 第2 目指すべき社会 —「環境首都・山梨」実現のために—

#### 1 本県固有の豊かな自然環境の保全

わたしたちが受け継いできた豊かな自然は、先人の英知とたゆまぬ努力のたまものであり、世界に誇り得るものです。

わたしたちは、このかけがえのない大切な資産を将来にわたり守り育てていくよう努めます。

#### 2 快適な生活環境の創造に向けたたゆみない努力

大気汚染や水質汚濁、景観の保全などの環境問題について、わたしたち自らの問題として常に真剣に受けとめ、その改善に全力をもって取り組み、将来にわたって快適な生活環境の創造に努めます。

#### 3 環境への関心が高い県民性の涵養

県民、事業者、行政が、ともに環境に対して高い意識と深い理解を持ち、環境に配慮した行動や環境問題の解決に向けた活動が社会ぐるみで行われ、その取組が県民性として根づいていくよう努めます。

#### 4 地球的視点に立った取り組み

地球的な視点に立った活動を全県的に展開するとともに、環境に関する幅広い研究等を行う中で、世界の各地域との間で情報や技術の交流を行いながら、相互協力を積極的に進め、地球環境問題の解決に貢献していくよう努めます。

#### 5 さわやかで、美しく、誇りが持てる郷土づくり

健全で恵み豊かな環境の創造と世界に誇れる環境水準の達成を目指し、すべての県民が自信を持って誇れる、さわやかで、美しい郷土づくりに努めます。

### 第3 県民、事業者、行政の役割

#### 1 主役としての県民の役割

県民は、環境問題に取り組む主役として、大気、水質、ごみなど環境問題の現状や課題を明確に認識するとともに、それらの原因の多くが自らの日常生活に起因していることを知ることが重要です。

そのうえで環境の保全と創造のために何ができるか、何をすべきかをよく考え、地球にやさしい生活様式の確立を目指した活動を実践する主役としての役割を担います。

また、県民は、国、県、市町村等が実施する環境にかかわる施策に協力する責務があることを確認します。

#### 2 企業市民としての事業者の役割

事業者は、環境の保全と創造に努める社会的責務があることを認識し、製品等の生産、加工、販売、廃棄などの事業活動の各段階において、環境への負荷を少なくするよう、循環型経済システムの確立を目指して活動する企業市民としての役割を担います。

また、事業者は、国、県、市町村等が実施する環境にかかわる施策に協力する責務があることを確認します。

#### 3 自治体としての行政の役割

行政は、あらゆる分野にわたり環境の視点から施策の調整を図りながら、「環境首都・山梨」

づくりのための事業を推進する責務があることを確認します。

また、行政は、県民、事業者の理解と協力の下に、環境についての知識の普及や啓発に努める自治体としての役割を担います。

#### 第4 行動規範・活動指針

- 1 心がけよう 一人ひとりが 環境にやさしい暮らしを
- 1 引き継ごう 美しい郷土を いつまでも
- 1 持ち続けよう 自然をいつくしみ 愛するところを
- 1 歩き出そう 地球を救うために 足元から一歩ずつ
- 1 考えよう 人類の未来のために 何をすべきかを
- 1 創り出そう 世界に誇れる「環境首都・山梨」を

## 2 環境行政の推進体制

### (1) 本県の環境行政組織

県の環境行政組織は、経済の高度成長の過程で急激に進行した環境汚染の防止を求める社会的要請を背景に、昭和40年5月、公害に関する基本的な事項についての協議検討と総合的な推進を図るため、庁内の連絡機関として、公害対策連絡会議を設置して以来、改編整備を重ねながら環境行政の円滑な推進を図ってきた。

環境行政組織の経緯及び平成14年4月現在の組織図を表3-1-1、図3-1-1に示す。

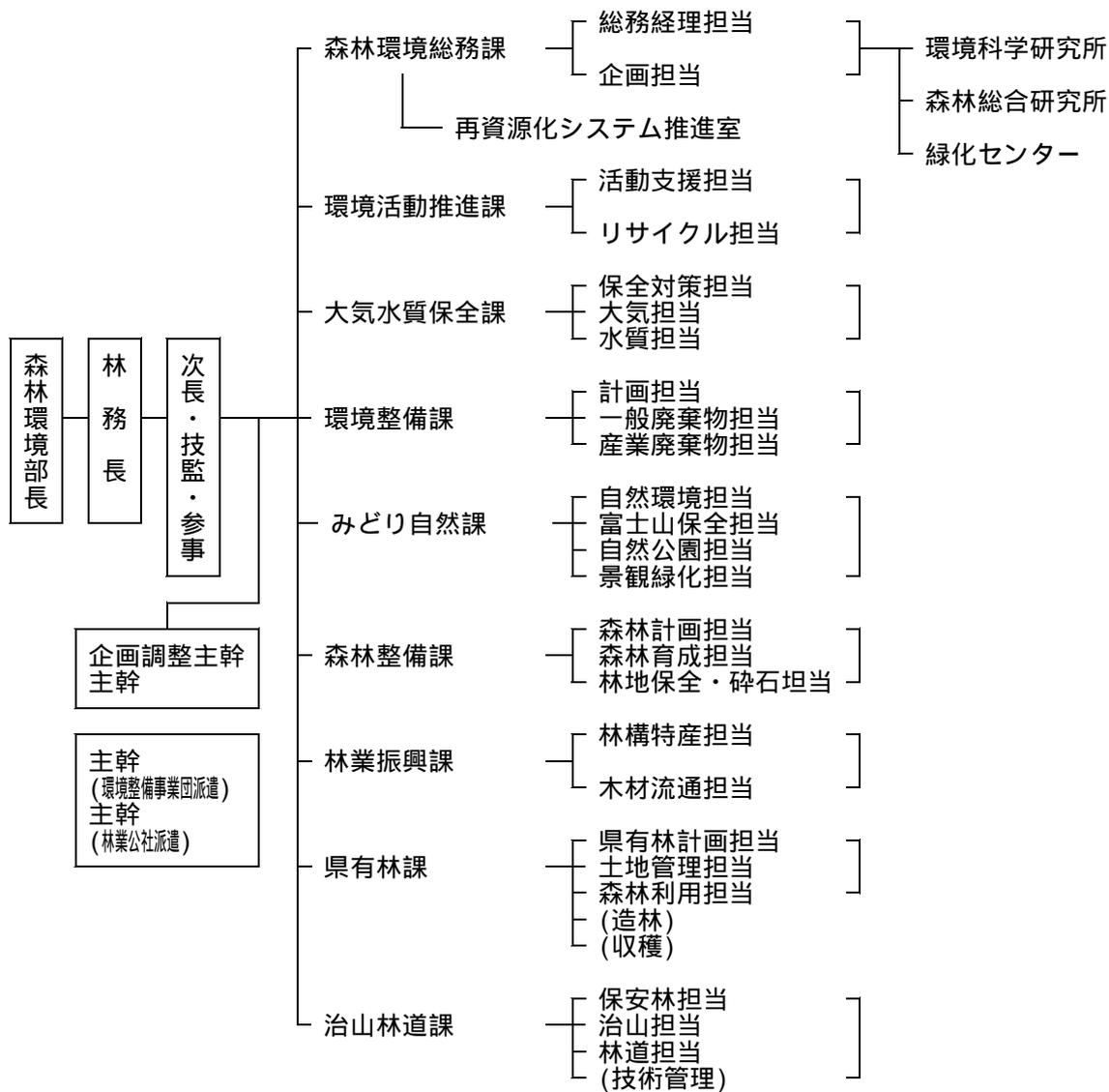
表3-1-1 環境行政組織の経緯

年月	本 庁	出 先 機 関
40.5	公害対策連絡会議を設置	
44.4	厚生部公衆衛生課に公害係を設置	
45.4	厚生生部に公害課を設置	衛生研究所に公害科を設置
	庶務企画係	
	公害第1係	
	公害第2係	
47.4		甲府・吉田の保健所に環境整備係（公害担当を設置 日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に公害担当職員を配置
49.4	組織変更により県民生活局公害課となる。	甲府保健所に公害係を設置 吉田保健所に環境整備公害係を設置 日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に環境衛生公害係を設置
50.4		衛生研究所を衛生公害研究所に名称変更

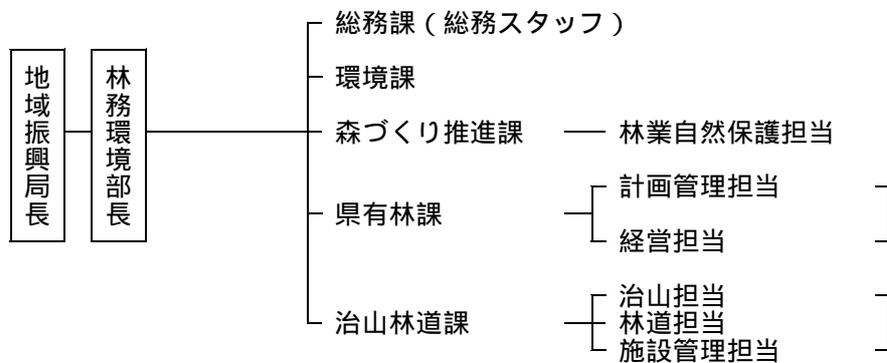
年月	本 庁	出 先 機 関
50. 4		衛生公害研究所に公害第一科、公害第二科を設置
55. 4	県民生活局自然保護課を統合し県民生活局環境公害課となる。	組織変更により保健所に衛生課を設置 (係廃止による。)
59. 4		衛生公害研修所の公害第一課、公害第二課環境科学課を統合し公害研究専門部を設置
4. 4	環境局を新設し、環境総務課・環境保全課・廃棄物対策課・景観自然保護課の4課体制となる	
11	環境総務課環境科学研究所建設準備担当が、環境科学研究機関設置準備室として、課内室となる。	
5. 4	環境科学研究機関設置準備室が環境総務課から分離し、4課1室体制となる。	地方振興事務所に環境生活担当を設置
7. 4	廃棄物対策課を環境整備課に名称変更	
9. 4	環境活動推進課を設置	環境科学研究所を設置
9	環境整備課に廃棄物資源化推進プロジェクトチームを設置	
11. 4	同チームを廃止、廃棄物等環境監視指導プロジェクトチームを設置	
12. 4	環境局と林政部を統合し、森林環境部を設置。	
13. 4		出先機関の見直しを図り、県内5圏域の地域振興局に6林務環境部環境課を設置
14. 4	環境総務課資源化担当が再資源化システム推進室として、課内室となる。	衛生公害研究所の公害研究専門部を環境科学部に名称変更

図3-1-1 環境関係組織図（H15.4.1現在）

1 森林環境部



2 各地域振興局



----- 廃棄物等環境監視指導プロジェクトチーム（29名兼務） -----  
 参事 (リ-ダ-)  
 部付主幹 1 森林環境総務課 2 大気水質保全課 1 環境整備課 7  
 みどり自然課 1 森林整備課 1 県有林課 1 治山林道課 1  
 各地域振興局林務環境部 1 3

( 2 ) 環境関係審議会等の設置状況

表3-1-2 審議会等の設置状況

名 称	委員の構成 (オブザーバーを除く)		定 数 (現委員数)	根拠法令等	備 考
山梨県環境保全審議会	学識経験者	27	30人 (29人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本法 (法第43条)</li> <li>・ 自然環境保全法 (法第51条)</li> <li>・ 山梨県附属機関 の設置に関する 条例</li> </ul>	環境保全に関する基本的事項と自然環境の保全並びに鳥獣の保護、繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議等
	市町村長	1			
	関係行政機関	2			
	住民代表	0			
	その他	0			
山梨県環境影響評価等技術審議会	学識経験者	15	15人 (15人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山梨県環境影響 評価条例 (条例第47条)</li> </ul>	環境影響評価等に関する技術的事項の調査、審議等
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
その他	0				
公害審査委員候補者	学識経験者	12	12人 (12人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害紛争処理法 (法第18条)</li> </ul>	
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
その他	0				

## (3) 環境関係審議会等委員名簿

山梨県環境保全審議会 (平成15年11月現在)(任期:H14.11.10~H16.11.9)

氏名	所属等	部会
飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会長	
石井 迪男	横河総合研究所理事	
石田 高	山梨大学名誉教授	温泉部会
井上 洋一	富士山山小屋経営者	
岩附 正明	山梨大学工学部教授	
風間 ふたば	山梨大学工学部助教授	温泉部会
岸 ユキ	韮崎市文化ホール館長	
窪田 健一	山梨県猟友会 会長職務代理	鳥獣部会
後藤 芙美子	山梨県商工会連合会女性部連合会長	
近藤 博文	山梨県林業公社鳥獣保護普及課長	鳥獣部会
佐藤 章夫	山梨産業保健推進センター所長	温泉部会
篠原 滋美	河口湖フィールドセンター館長	
塚越 忠昭	山梨県農業協同組合中央会専務理事	鳥獣部会
堤 マサエ	山梨県立女子短期大学教授	
内藤 順造	山梨県山岳連盟会長	
中井 道夫	山梨学院大学法学部教授	温泉部会
中込 司郎	山梨県植物研究会長	
中込 博	弁護士	温泉部会
中村 司	山梨大学名誉教授	鳥獣部会
中村 文雄	山梨大学名誉教授	温泉部会
西室 覚	山梨県市長会理事(大月市長)	鳥獣部会
堀内 直人	山梨県森林組合連合会代表理事会長	鳥獣部会
前田 勝弘	山梨県町村会副会長(西桂町長)	鳥獣部会
山田 進	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長	鳥獣部会
湯本 光子	加納岩小学校教諭	鳥獣部会
依田 正直	山梨動物生態研究会長	鳥獣部会
若林 千賀子	日本環境教育フォーラム理事	
渡辺 一彦	日本労働組合総連合会山梨県連合会事務局長	
渡辺 恭史	山梨県商工会議所連合会専務理事	

## 専門委員

氏名	所属等	部会
笹本 森雄	湯村温泉旅館協同組合	温泉部会
小林 浩治	大月旅館組合	温泉部会
古屋 隆雄	石和温泉旅館協同組合	温泉部会
中澤 厚男	甲府ホテル旅館協同組合	温泉部会
矢崎 崇	下部旅館振興協同組合	温泉部会

山梨県環境影響評価等技術審議会 (平成15年11月現在)(任期：H14.12.15～H16.12.14)

氏名	所属等
工藤 泰子	財)日本気象協会調査部環境調査課副参事
片谷 教孝	山梨大学教授(工学部)
坂本 康	山梨大学教授(工学部)
平林 公男	信州大学助教授(繊維学部)
山下 恭弘	信州大学教授(工学部)
福原 博篤	国立音楽大学講師
田中 収	大月市立短期大学教授
今泉 俊文	山梨大学教授(教育人間科学部)
鈴木 邦雄	横浜国立大学教授(経営学部)
中込 司郎	山梨県植物研究会会長
湯本 光子	山梨市立加納岩小学校教諭
柿澤 亮三	財)山階鳥類研究所主任研究員兼資料室長
池田 清彦	山梨大学教授(教育人間科学部)
石井 信行	山梨大学講師(工学部)
田中 章	武蔵野工業大学助教授(環境情報学部)

山梨県公害審査委員候補者 (平成15年11月現在)(任期：H15.3.11～H16.3.10)

氏名	所属等
原 美千子	山梨県弁護士会弁護士
早川 正秋	山梨県弁護士会弁護士
細田 浩	山梨県弁護士会弁護士
雨宮由美子	株)山梨県環境科学検査センター情報室長
佐藤 章夫	労働福祉事業団 山梨産業保健推進センター所長
妻鹿 絢子	山梨大学教育人間科学部教授
祢津 光廣	山梨県立中央病院医療局内科主任医長
金丸 康信	環境に関する企業連絡協議会理事
片谷 教孝	山梨大学大学院助教授
平山けい子	山梨大学工学部助手
早野 潔	山梨県建設産業団体連合会
山下 恭弘	信州大学工学部教授

#### (4) 環境保全のための広域的協力推進体制

##### 全国大気汚染防止連絡協議会【大気水質保全課】

(47都道府県、83政令市、東京都23特別区)

大気汚染防止について行政における協力関係の確保等を目的に昭和38年12月に発足し、大気環境の保全について情報交換などを行っている。

##### 全国湖沼環境保全対策推進協議会【大気水質保全課】

(湖沼を有する都道府県)

湖沼の環境保全対策の推進を図ることを目的に、昭和56年9月に設置され、湖沼の環境保全対策について検討、情報交換などを行っている。

##### 全国生活排水対策連絡協議会【大気水質保全課】

(47都道府県)

全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図ることを目的に、昭和55年9月に設置され、生活排水の処理に関する調査・研究、情報交換を行っている。

##### 関東地方知事会「関東地方環境対策推進本部」【大気水質保全課】【環境活動推進課】

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和46年1月に関東地方知事会の会の下部組織として設置された「関東地方公害対策推進本部」が、平成10年5月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組された。

テーマごとに関係都県が構成する各部会を設置し、情報交換、調査研究を行うとともに、環境保全に関する施策を推進している。

本県が参加している部会は次のとおりである。

###### (a)大気環境部会【大気水質保全課】(1都9県)

広域的な大気汚染に関する調査研究、防止対策の推進に向け設置され情報交換、各種調査を行っている。

###### (b)水環境部会【大気水質保全課】(1都9県)

水質保全対策を目的として設置され、情報交換、各種調査を行っている。

###### (c)有害化学物質特別部会【大気水質保全課】(1都9県)

有害化学物質対策に関する情報交換、各種調査を行っている。

###### (d)地球温暖化対策特別部会【環境活動推進課】(1都9県)

地球温暖化対策に共同して取り組むため、情報交換や各種調査を行っている。

##### 関東甲信越静環境美化推進連絡協議会【環境活動推進課】

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野、新潟の1都10県)

空き缶等の散乱防止対策については、昭和55年に「空き缶等問題研究会」が設置され(昭和56年「空き缶等問題推進委員会」に組織変更)共同研究を進めた結果、昭和57年に関東地方

統一美化キャンペーンを提唱し、昭和58年にはデポジット方式等に関する検討結果をまとめて報告し、共同研究を終了した。

昭和59年からは「空き缶等環境美化推進連絡協議会」を設置し、平成8年に新潟県が加入し、平成9年からは「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」と名称変更し、関東地方統一美化キャンペーンの推進母体としている。

#### 関東地方水質汚濁対策連絡協議会【大気水質保全課】

(国土交通省、水資源開発公団、山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川の1都7県及び川崎、横浜、千葉の3市)

昭和45年度に、関東地方の河川、湖沼及び海域の水質の実体を把握するとともに、汚濁の過程を究明し、防止対策の樹立に質することを目的に建設省関東地方建設局の内部に発足した。

本県は、53年度から加入し、多摩川、鶴見川、相模川部会に属しており、水質汚濁対策の調査研究を進めるとともに、関係機関との情報交換を行っている。

#### 関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会【環境整備課】

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野の1都9県及び横浜、横須賀、川崎、千葉、新潟、宇都宮、長野、相模原、さいたま、川越の10市)

産業廃棄物処理対策の円滑な運営を図る目的で、昭和50年3月に設置され、関東甲信越地区の都県及び政令市における産業廃棄物の処理に関する情報交換を行うとともに、各自治体相互の連絡調整を行っている。

#### 産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム27)【環境整備課】

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、静岡、福島、東京の1都11県及び宇都宮、千葉、横浜、川崎、横須賀、新潟、静岡、浜松、長野、相模原、さいたま、郡山、いわき、川越、船橋の15市)

関東圏において行われている広域的な産業廃棄物の処理に関して、不法投棄等の不適正処理が行われた場合に迅速かつ適切に統一的な指導や処分を行うため、都、県、市が相互に情報交換、連携、協力体制を図る目的で、平成12年11月に設置された。

#### 秩父多摩甲斐国立公園協議会【みどり自然課】

(山梨、埼玉、長野、東京の1都3県)

昭和25年7月に、秩父多摩国立公園が指定されると同時に設立されて以来、公園計画及び事業その他自然保護に関する重要事項について研究協議、共同事業を行っている。

#### 南アルプス国立公園連絡協議会【みどり自然課】

(山梨、長野、静岡の3県)

昭和39年6月に、南アルプス国立公園が指定されたことから昭和40年1月に設置され、公園の管理、運営について情報交換、共同事業を行っている。

## ( 5 ) 市町村の環境行政

### 環境行政組織

環境問題は複雑化し、都市・生活型の環境問題へと変化しつつある。このような状況の中で地域住民と密接に関わる市町村行政の果たす役割はますます重要になってきている。環境問題の解決については、できるだけその地域の実情を反映させることが望まれ、本県の市町村においても、環境担当組織の充実が図られている。(表3-1-3)

### 市町村環境関係審議会設置状況

市町村における環境対策に関する基本的な事項を調査審議するため、7市16町7村が環境関係審議会を設置している。(表3-1-4)

### 市町村における条例等の制定状況

法律及び条例による規制を補完し、地域の実情に即した公害防止対策及び環境保全行政を推進するため環境保全条例等を制定している。(表3-1-5、6、7)

表3-1-3 市町村環境担当組織

(H15.11月現在)

市町村名	担当部署	担当部署電話番号
甲府市	環境部環境対策課	055-241-4312
富士吉田市	環境政策課	0555-22-1111(内線307)
塩山市	生活環境課、衛生センター	0553-32-2111、0553-33-4404
都留市	地域振興課環境保全室	0554-43-1111(内線171)
山梨市	保健環境課生活環境係、環境センター施設管理係	0553-22-1111(内線413)、0553-23-1555
大月市	環境課	0554-22-2111(内線132)
韮崎市	市民生活課環境室	0551-22-1111(内線122)
春日居町	住民課生活環境係	0553-26-3111(内線133)
牧丘町	生活環境課環境係	0553-35-3111(内線153)
三富村	住民課	0553-39-2121(内線25)
勝沼町	町民福祉課環境衛生担当	0553-44-1111(内線69)
大和村	住民福祉課	0553-48-2111(内線42)
石和町	環境衛生課	055-262-4111(内線182)
御坂町	町民課	055-262-2271(内線211)
一宮町	町民課	0553-47-1111(内線25)
八代町	町民課	055-265-2111(内線263)
境川村	住民生活課	055-266-2111(内線20)
中道町	町民課	055-266-3111(内線135)
芦川村	環境観光課	055-298-2111(内線27)
豊富村	生活環境課	055-269-2211(内線117)
上九一色村	地域整備課	0555-88-2111
三珠町	生活環境課環境整備係	055-240-4158
市川大門町	厚生福祉課環境衛生係	055-272-1101(内線121)
六郷町	環境課環境係	0556-32-2111(内線56)
下部町	環境課環境下水道係	0556-20-3015
増穂町	町民課	0556-22-7209
鰍沢町	民生課	0556-22-2151(内線227)
中富町	福祉健康課	0556-42-2111(内線22)
早川町	町民環境課	0556-45-2511(内線51)
身延町	環境課	05566-2-1111(内線23)
南部町	水道環境課	05566-6-2111(内線44)
竜王町	環境課環境保全係	055-278-1666
敷島町	環境課環境保全係	055-277-3111(内線86)
玉穂町	都市環境課環境係	055-274-1111(内線442)
昭和町	環境衛生課環境衛生係	055-275-2111(内線226)
田富町	環境衛生課環境衛生係	055-274-7115
南アルプス市	環境課	055-282-6097
双葉町	住民課生活係	0551-20-3651
明野村	生活環境課環境整備係	0551-25-2311(内線162)
須玉町	環境課環境係	0551-42-2111(内線16)
高根町	環境課環境保全係	0551-20-7120
長坂町	環境課環境管理係	0551-20-4272
大泉村	環境課環境係	0551-38-2314
小淵沢町	環境福祉課環境保健担当	0551-36-6164
白州町	環境課環境係	0551-35-2196
武川村	住民課環境衛生係	0551-26-2111(内線14)
秋山村	環境課環境係	0554-56-2111(内線50)
道志村	環境保健課環境係	0554-52-2111(内線25)
西桂町	住民福祉課環境係	0555-25-2121(内線32)
忍野村	地域振興課	0555-84-7794
山中湖村	環境衛生課	0555-62-5374
富士河口湖町	環境課生活環境係	0555-72-3169
鳴沢村	住民課生活環境係	0555-85-2311(内線22)
上野原町	環境課(クリーンセンター内)	0554-63-1273
小菅村	住民課	0428-87-0111
丹波山村	住民課	0428-88-0211

表3-1-4 市町村各種審議会設置状況

(H15.11月現在)

市町村名	名 称	制定年月日	構成人員
甲府市	甲府市環境審議会	H13.8.22	20
富士吉田市	富士吉田市環境審議会	H6.12.2	20
塩山市	塩山市環境審議会	H6.10.7	10
都留市	都留市環境審議会	H6.7.1	20
山梨市	山梨市環境審議会	H6.10.3	18
大月市	大月市環境審議会	H6.10.1	18
韮崎市	韮崎市環境審議会	S46.6.26	18
石和町	石和町環境審議会	H6.9.29	13
境川村	境川村環境審議会	H6.6.17	12
中道町	中道町環境審議会	H6.8.1	15
豊富村	豊富村環境審議会	H9.7.1	12
市川大門町	市川大門町環境審議会	H6.6.30	15
下部町	下部町環境審議会	H6.8.1	15
増穂町	増穂町環境審議会	H6.6.22	13
鰍沢町	鰍沢町環境審議会	H10.4.1	15
中富町	中富町環境審議会	H6.8.1	7
身延町	身延町環境審議会	S45.10.1	15
南部町	南部町環境審議会	H6.6.24	14
竜王町	竜王町環境審議会	H6.6.30	15
敷島町	敷島町環境審議会	H7.6.16	25
田富町	田富町環境審議会	H10.4.1	10
明野村	明野村環境審議会	H6.8.1	20
長坂町	長坂町環境審議会	S58.9.30	10
	長坂町自然環境保全対策審議会	S61.6.3	13
小淵沢町	小淵沢町環境基本計画環境審議会	H13.10.4	14
大泉村	大泉村環境保全委員会	H3.5.14	12
山中湖村	山中湖村環境審議会	H6.10.1	12
上野原町	上野原町環境審議会	H6.10.1	25

表3-1-5 市町村環境保全条例

(H15.11月現在)

市町村名	条例の名称	制定年月日
甲府市	甲府市環境基本条例	H13.4.1
山梨市	山梨市環境基本条例	H15.10.1
韮崎市	韮崎市環境基本条例	H14.9.25
豊富村	豊富村環境基本条例	H10.3.25
下部町	下部町自然環境保全条例	S12.10.2
敷島町	敷島町環境基本条例	H8.3.22
田富町	田富町環境保全基本条例	H10.3.20
長坂町	長坂町自然環境保全条例	S61.6.30
富士河口湖町	富士河口湖町自然環境を守り育む条例	H15.11.15
勝山村	勝山村自然環境保全条例	S58.6.13
竜王町	まちをきれいにする条例	H14.1.28
中道町	中道町社会環境保全に関する条例	S56.3.12

表3-1-6 市町村公害防止条例等

(H15.11月現在)

市町村名	条例の名称	制定年月日
甲府市	甲府市公害防止条例	S46. 7. 12
塩山市	塩山市公害防止条例	S46. 4. 30
〃	塩山市騒音防止条例	S33. 3. 22
山梨市	山梨市公害防止条例	S46.12.27
大月市	大月市騒音防止条例	S35. 1. 7
韮崎市	韮崎市公害防止条例	S61. 3. 27
勝沼町	勝沼町騒音防止条例	S33. 8. 11
石和町	石和町騒音防止条例	S44. 4. 1
御坂町	御坂町騒音防止条例	S30. 9. 16
身延町	身延町公害防止条例	S48. 4. 3
田富町	田富町公害の防止に関する条例	S42.12.21
双葉町	双葉町公害防止条例	S53. 7. 4
明野村	明野村公害防止条例	S50.12.25
長坂町	長坂町公害防止条例	S58. 9. 30
山中湖村	山中湖村騒音防止条例	S40. 7. 25
富士河口湖町	富士河口湖町騒音防止条例	S15.11.15

表3-1-7 市町村地下水資源保護条例、要綱等

(H15.11月現在)

市町村名	条例等の名称	制定年月日
甲府市	水道水源保護指導要綱	H 2.10. 1
都留市	開発行為指導要綱	H 2. 9. 1
韮崎市	土地開発事業等の基準に関する条例	S48. 7. 1
三富村	簡易水道水源保護条例	H12.12.25
勝沼町	土地利用要綱	H 3. 4. 9
石和町	地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例	S53. 9. 30
一宮町	地下水採取の適正化に関する条例	S48.10. 3
豊富村	地下水採取の適正化に関する条例	H 1. 3. 22
敷島町	地下水源保護条例	H 9. 9. 26
田富町	水道水源保護条例	H10. 3. 20
双葉町	地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例	S49. 8. 1
明野村	地下水の採取適正化に関する条例	S48. 3. 27
〃	水道水源保護条例	H 9. 4. 1
須玉町	土地開発事業等の基準に関する条例	S48. 8. 1
〃	水道水源保護条例	H10. 4. 1
高根町	地下水保全条例	H11. 3. 19
長坂町	地下水採取の適正化に関する条例	H12.10.10
大泉村	開発基本条例	S48.12.21
〃	宅地等造成及び建築行為に関する指導要綱	S54. 4. 1
〃	大泉村水資源の確保と保護に関する条例	H14. 3. 22
小淵沢町	地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱	H 7.12. 7
白州町	地下水保全条例	H 8. 3. 22
富士河口湖町	富士河口湖町地下水保全条例	H15.11. 15

(6) 企業における公害防止体制

公害防止管理者の選任状況

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されている。

この法律では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり10,000N m<sup>3</sup>以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり1,000m<sup>3</sup>以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等（特定工場という。）を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者（代理者）を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者（代理者）を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけている。さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり40,000N m<sup>3</sup>以上、かつ排出水量が1日当たり10,000m<sup>3</sup>以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者（代理者）を選任し、知事に届け出ることを義務づけている。

平成15年3月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は表3-1-8のとおりである。

表3-1-8 公害防止管理者等の届出状況

	特定工場	公害防止統括者	公害防主任管理者	公害防止管理者
大気関係	195	94(92)	1(0)	53(45)
水質関係				58(46)
騒音関係				3(1)
特定粉じん関係				2(2)
一般粉じん関係				60(48)
振動関係				2(1)
ダイオキシン類関係				0(0)

備考 ( )内は代理者数を示す。

### 3 環境基準等

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する」ため、公害関係法令等で定められている環境基準、規制基準、規制地域等の概要は、次のとおりである。

#### (1) 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準（昭和48年、環境庁告示第25号）

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法または電量法、紫外線吸収法エチレンを用いる化学発光法
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年、環境庁告示第38号）

#### 1 環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

#### 2 測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（平成9年 環境庁告示第4号）

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

#### (2) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年、環境庁告示第68号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg - TEQ / m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg - TEQ / ℓ 以下	日本工業規格 K 0 3 1 2 に定める方法
水質の底質	150pg - TEQ / g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg - TEQ / g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考 1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成された場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

(3) 水質汚濁に係る環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）で、人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域に適用されるものであり、次のとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準

単位；mg / ℓ

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエチン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.02	チベンソカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエチン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエチン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
P C B	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロパン	0.002		

基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系（2県にまたがるもの）のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和48年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域（知事に類型指定が委任されている水域）については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号(改正：平成7年3月30日山梨県告示第131号の4)によって水域類型の指定が行われた。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg/ℓ 以下	同上	同上	1,000 MPN/100mℓ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ 以下	同上	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	同上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	同上	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	同上	-
備 考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の  
 水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物  
 用  
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	同上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/ℓ 以上	-
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。</p> <p>3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

水域別環境基準水域類型の指定について

環境庁告示第27号（平成10年6月1日）

水	域	該当 類型	達成 期間
多摩川上流(1)（和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池（奥多摩湖）（全域）に係る部分を除く。）		A A	イ

（注） 達成期間は次のとおりとする。  
「イ」は、直ちに達成

環境庁告示第21号（昭和48年3月31日）

水	域	該当 類型	達成 期間
相模川上流(1)（柄杓流川合流点より上流）		A A	イ
相模川上流(2)（柄杓流川合流点から相模湖大橋（相模ダム）まで）		A	八
富士川(1)（塩川合流点より上流）		A A	イ
富士川(2)（塩川合流点から笛吹川合流点まで）		A	イ
富士川(3)（笛吹川合流点から身延橋まで）		A	八
富士川(4)（身延橋より下流）		A	口

（注） 達成期間の分類は次のとおりとする。  
(1) 「イ」は、直ちに達成  
(2) 「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
(3) 「八」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

山梨県告示第153号（昭和49年4月1日）改正 山梨県告示第131号の4（平成7年3月30日）

水	域	該当 類型	達成 期間
笛吹川上流（亀甲橋より上流）		A	イ
笛吹川下流（亀甲橋より下流）		A	八
荒川上流（亀沢川合流点より上流）		A A	イ
荒川下流（亀沢川合流点より下流）		B	八
濁川（全域）		C	八
鎌田川（笛吹川右岸に合流するものの全域）		B	八
平等川（全域）		B	イ
重川（全域）		B	イ
日川（全域）		A	イ
滝沢川（全域）		B	イ
黒沢川（塩川に合流するものの全域）		C	八
鶴川（全域）		A	イ
笹子川（全域）		A	イ
朝日川（全域）		A	イ
柄杓流川（全域）		A	八
宮川（相模川に合流するものの全域）		B	口
山中湖（全域）		湖沼 A	イ
河口湖（全域）		湖沼 A	イ
西湖（全域）		湖沼 A	イ
精進湖（全域）		湖沼 A	イ
本栖湖（全域）		湖沼 A A	イ

（注） 達成期間の分類は次のとおりとする。  
(1) 「イ」は、直ちに達成  
(2) 「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成  
(3) 「八」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

山梨県公害防止条例第20条関係特別規制基準(平成14年条例53一部改正)

有害物質に係る排水基準(適用水域:全公共用水域)

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチパラチオン、メチドシメト及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふつ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1ℓにつき 0.1mg	検出されないこと。	1ℓにつき 0.05mg	1ℓにつき 0.05mg	新設にあつては、 1ℓにつき1mg 既設にあつては、 1ℓにつき5mg

備考1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

2 この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

3 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

4 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事を行っているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となつている場合にあつては、新設とする。)をいう。

5 ふつ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

有害物質以外のものに係る排水基準

区分	項目及び許容限度		生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸 素要求量 (mg/ℓ)	浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	ルルハチ 抽出物質含 有量 (動植物油 脂類含有 量) (mg/ℓ)	フエノ - ル類含有 量 (mg/ℓ)	銅含有量 (mg/ℓ)	亜 鉛 含有量 (mg/ℓ)	溶 解 性 鉄含有量 (mg/ℓ)	溶解性 マンガン 含有量 (mg/ℓ)	クロム 含有量 (mg/ℓ)	大腸菌 群 数 (個/cm <sup>3</sup> )		
	1日当たりの 平均的な排 出水の量	適用水域													
特 定 事 業 場	し尿処理施設を 設置するもの (他の特定施設 を併設するも のを除く。)	新設	全公共用水域	20㎡以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)							1,000	
	下水道終末処 理施設を設置 するもの	新設	全公共用水域	20㎡以上	20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1	1,000	
	畜産農業又は サ・ピス業の 用に供する豚 房施設、牛房 施設又は馬房 施設を設置す るもの	新設	富士五湖水域	7.5㎡以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市 街 化 区域内の水域	7.5㎡以上	80(60)	80(60)	150(120)								
			上記以外の 公共用水域	7.5㎡以上 50㎡未満	140(110)	140(110)	180(140)								
		50㎡以上		80(60)	80(60)	150(120)									
	既設	全公共用水域	7.5㎡以上 50㎡未満	160(120)	160(120)	200(150)									
	旅 館 業	新設	全公共用水域	20㎡以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000
			既設	自然公園区域 内の水域	20㎡以上	60(50)	60(50)	90(70)	10						
		上記以外の公 共用水域		20㎡以上 50㎡未満	100(85)	100(85)	140(110)	15							1,000
				50㎡以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
	上記以外の特定 施設を設置す るもの	新設	全公共用水域	20㎡以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
既設		60(50)			60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1,000		

府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排出水についても適用する。

- 備考
- 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
  - 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。①山中湖 ②河口湖 ③西 湖 ④精進湖 ⑤本栖湖
  - 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
  - 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに山梨県立自然公園条例（昭和32年山梨県条例第74号）第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
  - ( )内の数値は、日間平均を示す。
  - 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排出水について適用する。



(4) 土壌の汚染に係る環境基準等  
 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の指定基準、及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）

項目	区分	土壌汚染対策法の指定基準		土壌汚染に係る環境基準 (mg/ℓ)	
		土壌含有基準 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/ℓ)		
四塩化炭素	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	/	0.002以下	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0.004以下	
1,1-ジクロロエレン			0.02以下	0.02以下	
シス-1,2-ジクロロエレン			0.04以下	0.04以下	
1,3-ジクロロベンゼン			0.002以下	0.002以下	
ジクロロメタン			0.02以下	0.02以下	
テトラクロロエレン			0.01以下	0.01以下	
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0.006以下	
トリクロロエレン			0.03以下	0.03以下	
ベンゼン			0.01以下	0.01以下	
カドミウム及びその化合物	重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下	0.01以下	0.01以下、農用地の米は1mg/kg未満	
六価クロム化合物		250以下	0.05以下	0.05以下	
シアン化合物		遊離シアンとして 50以下	検出されないこと	検出されないこと	
水銀及びその化合物... うちアルキル水銀		15以下	0.0005以下 検出されないこと	0.0005以下 検出されないこと	
セレン及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下	
鉛及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下	
砒素及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下、農用地(田)の土壌15mg/kg未満	
ふっ素及びその化合物		4,000以下	0.8以下	0.8以下	
ほう素及びその化合物		4,000以下	1以下	1以下	
シジソン		農薬等 (第3種特定有害物質)	/	0.003以下	0.003以下
チオム				0.006以下	0.006以下
チオソルファ	0.02以下			0.02以下	
PCB	検出されないこと			検出されないこと	
有機りん化合物	検出されないこと			検出されないこと	
銅	/	/	/	農用地(田)の土壌125mg/kg	

(5) 騒音に係る環境基準等  
 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の斜線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ（平成7年県告示第368号）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、石和町、市川大門町、増穂町、身延町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、上野原町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当 て は め る 地 域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域及び 第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 第1種住居地域、 第2種住居地域及び 準住居地域（同項第2号に掲げる特別工業地区及び同法施行令第3条第6号に掲げる特別業務地区を除く。）
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域及び 工業地域並びに 同項第2号に掲げる特別工業地区及び同法施行令第3条第6号に掲げる特別業務地区

\*本県ではA A類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

（昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号）

時間区分 区域区分	昼間	朝、夕	夜間
	午後8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- （注）1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域（図面中、緑色に色分けした区域）
- 2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（図面中、黄色に色分けした区域）
- 3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域（図面中、赤色に色分けした区域）
- 4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域（図面中、青色に色分けした区域）

図面省略

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

- (注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(甲府市にあっては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
- 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間	75デシベル	夜間	70デシベル
----	--------	----	--------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

- 自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(甲府市にあっては市長)が定める区域  
(平成12年県告示第161号、平成12年甲府市告示第208号)

区分	該当地域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

- 備考 1 第1種~第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)において定める区域をいう。
- 2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

騒音規制法指定地域(55市町村)(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上野原町の一部

(6) 振動に係る規制基準等

振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

(昭和54年県告示第100号、平成12年甲府市告示第209号)

	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 1 第1種区域 静穏な環境を保全する必要がある区域(図面中において緑色に色分けした区域)

2 第2種区域 著しい振動の発生を防止する必要がある区域(図面中において黄色又は赤色に色分けした区域)

図面省略

振動規制法に基づく特定建設作業振動の規制基準

(振動規制法施行規則別表第1、昭和54年県告示第101号、平成12年甲府市告示第210号)

特定建設作業の種類	規制基準
振動規制法施行令別表第2に掲げる全ての作業	75 デシベル

(注) 1 施行規則別表第1付表第1号の規定により知事(甲府市にあっては市長)が指定する区域は、図面中、緑色又は黄色に色分けした地域及び赤色に色分けした地域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。

2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については、別に定めがある。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法施行規則別表2、昭和54年県告示第102号)

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

(注) 区域の区分及び時間の区分は、特定工場等に係る規制基準の規定に準ずる。

振動規制法指定地域(55市町村)(昭和54年県告示第100号、平成12年甲府市告示第209号)

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村、上野原町の一部

(7) 悪臭に係る規制基準等

悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準(昭和51年県告示第235号、平成12年甲府市告示第212号)

ア 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

(単位: ppm)

悪臭物質	A区域	B区域	C区域	悪臭物質	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	イソブタノール	0.09	4	20
硫化水素	0.02	0.06	0.2	酢酸エチル	3	7	20
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	チルイソブチルケトン	1	3	6
二硫化メチル	0.09	0.03	0.1	トルエン	10	30	60
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	スチレン	0.4	0.8	2
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	キシレン	1	2	5
プロピアルデヒド	0.05	0.1	0.5	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ホルムアルデヒド	0.009	0.03	0.08	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
ホルムアルデヒド	0.009	0.02	0.05	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

- (注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域  
 2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域  
 3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域  
 図面省略

イ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの種類ごとに、敷地境界線における規制基準基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量

算出式  $q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$   
 $q$  : 流量 (単位  $Nm^3/h$ )  
 $He$  : 排出口の高さの補正值 (単位  $m$ )  
 $Cm$  : 敷地境界線における基礎基準値 (単位  $ppm$ )

ウ 事業場から排出される排水水における規制基準

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの種類ごとに、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た排水水中の濃度。

関係式から求めた排水水に係る規制基準値

排水水量( $m^3/秒$ ) 規制区域の別	$Q \leq 0.001$			$0.001 < Q \leq 0.1$			$0.1 < Q$		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002*	0.003	0.007
硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.002	0.05
硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

備考 有効数字1ケタで判断する。(測定値も有効数字1ケタ)  
 \*測定条件から

悪臭防止法指定地域(52市町村)(昭和51年県告示第235号、平成12年甲府市告示第212号)  
 甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、豊富村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、身延町、南部町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村、鳴沢村及び上野原町の一部

山梨県悪臭防止対策指導指針

山梨県悪臭防止対策指導指針

(目的)

第1条 この指針は、工場又は事業場(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭により住民の生活環境がそこなわれている場合に、悪臭防止法による規程のほか、県、市町村及び工場等のとるべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「悪臭」とは、工場等から発生する不快なにおいの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある多種類の物質からなる臭気をいう。

(適用地域)

第3条 この指針の適用地域は、悪臭防止法に基づき知事が特定悪臭物質の規制地域として指定している区域とする。

(指導基準値)

第4条 指導基準値は、嗅覚測定法により測定された臭気指数として定めるものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等の敷地境界線における基準は、別表1に定めるところとする。  
 なお、別表1のA、B、及びC区域は、悪臭物質の規制区域及び規制基準中(昭和51年、山梨県告示第235号)、第二項規制基準の備考で定める図面において色分けした区域とする。

(測定方法)

第5条 嗅覚測定法による臭気指数の測定は、悪臭防止法施行規則第1条で定める臭気指数の算定により行うものとする。

(県の責務)

第6条 県は、悪臭公害の防止に関し市町村に対して必要に応じ適切な指導・助言、及び第5条による測定が的確に実施できるよう支援するものとする。

(市町村の責務)

第7条 市町村は、その所管する適用区域内において、悪臭により住民の生活環境がそこなわれている場合に、複合臭等により悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の濃度規制では十分な対応ができないと判断される時は、県と協議のうえ、第5条による測定を行い、当該工場等を設置し、又は管理する者(以下「事業者等」という)に対して、悪臭の発生を防止するために必要な対策を講じさせる等の指導に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 工場等の事業者等は、第4条に定める指導基準値を守るように努めるものとする。

附 則

この指針は、平成10年9月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

工場等の敷地境界線における指導基準値は、次の表に掲げる臭気指数とする。

業種		規制区域の臭気強度に対応する臭気指数		
		A 区域 (2.5)	B 区域 (3.0)	C 区域 (3.5)
畜産農業	養豚業	1.2	1.5	1.8
	養牛業	1.1	1.6	2.0
	養鶏業	1.1	1.4	1.7
飼料・肥料製造業	魚腸骨処理場	1.3	1.5	1.8
	獣骨処理場	1.3	1.5	1.7
	複合肥料製造工場	1.1	1.3	1.5
食料品製造業	水産食料品製造工場	1.3	1.5	1.8
	油脂系食料品製造工場	1.4	1.8	2.1
	でんぷん製造工場	1.5	1.7	1.9
	調理食料品製造工場	1.3	1.5	1.7
	コーヒ製造工場	1.5	1.8	2.1
	その他	1.2	1.4	1.7
化学製品製造業	化学肥料製造工場	1.1	1.4	1.7
	無機化学製品製造工場	1.0	1.2	1.4
	プラスチック工場	1.2	1.4	1.7
	石油化学工場	1.4	1.6	1.8
	油脂加工品製造工場	1.1	1.6	2.0
	アスファルト製造工場	1.2	1.6	1.9
	クラフトパルプ製造工場	1.4	1.6	1.7
	その他のパルプ・紙工場	1.1	1.4	1.6
	その他	1.4	1.6	1.8
その他の製造業	繊維工場	1.1	1.6	2.0
	印刷工場	1.2	1.3	1.5
	塗装工場	1.4	1.6	1.9
	窯業・土石製品製造工場	1.4	1.7	2.1
	鋳物工場	1.1	1.4	1.6
	輸送用機械器具製造工場	1.0	1.3	1.5
	その他	1.4	1.7	2.0
サービス業	廃棄物最終処分場	1.4	1.7	2.0
	ごみ焼却場	1.0	1.3	1.5
	下水処理場	1.1	1.3	1.6
	し尿処理場	1.2	1.4	1.7
	クリーニング店・洗濯工場	1.3	1.7	2.1
	飲食店	1.4	1.7	2.1
	その他	1.3	1.5	1.8
	その他の工場、事業場	1.5	1.8	2.1

(7) 山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱における指定地域

第1種地下水採取適正化地域（30市町村）

（地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下し、または井戸に相互干渉が著しく生じている地域及び地下水資源がきわめて乏しい地域）

甲府市、富士吉田市、山梨市、春日居町、石和町、一宮町、八代町、境川村、中道町、竜王町、玉穂町、昭和町、田富町、明野村、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、勝山村、鳴沢村、敷島町、御坂町及び白州町の全域、

韮崎市（上の山及び旧穂坂町のうち茅ヶ岳台上の地域）、市川大門町（旧市川大門町及び旧高田村のうち町道高田・上原線及び富士川西部広域農道以北の地域）、増穂町（旧増穂町全域）、早川町（奈良田、西山温泉及び上湯島）、双葉町（竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷）、須玉町（旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾）及び河口湖町（旧船津村の全域及び旧小立村の全域）

第2種地下水採取適正化地域（14市町村）

（地下水の採取により、地下水の水位が低下し、もしくは井戸に相互干渉が生じている地域又はこれらの現象が生ずるおそれのある地域及び地下水資源の乏しい地域）

塩山市、大月市、都留市、勝沼町、身延町、西桂町及び上野原町の全域、  
 韮崎市（旧穴山村、旧中田村及び旧藤井村のうち七里岩台上の地域、上の山を除く旧韮崎町全域）、南アルプス市（旧八田村、旧白根町及び旧櫛形町全域）、須玉町（第1種地域を除く全域）、双葉町（第1種地域を除く全域）、足和田村（長浜）、増穂町（第1種地域を除く全域）及び上九一色村（御坂山系の尾根以南の地域）

#### 4 「環境首都・山梨づくり」宣言 （平成5年3月22日 山梨県議会）

世界は今、人類の生存を脅かしかねない地球温暖化やオゾン層の破壊、さらには、砂漠化などの地球規模の環境問題に直面している。

地球環境問題は、その原因の多くが、企業や住民一人一人の日常活動の積み重ねから発生していることを考えるとき、それぞれの地域が地球環境の保全に向けて果たす役割は大きなものがある。

我々は、先人から引き継いだ山梨の美しい山並み、澄んだ空気、清らかな水など、健全で恵み豊かな環境を守り育て、次代に引き継いでいくため、一人一人が身近なことから環境に配慮した行動を実践していかなければならない。

よって、山梨県議会は、ここに、県民、企業、自治体が一体となって、地域の特性に応じた健全で恵み豊かな環境の保全と創造に努め、先駆者的役割を果たす中で、世界に誇れる「環境首都・山梨」をつくり上げていくことを宣言する。

#### 5 山の日宣言 （平成9年8月8日）

##### 山の日宣言

山梨は、日本を代表する山々に囲まれた山岳県であり、全国有数の森林県である。

この山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とすべく、山に親しみ、山に学び、山と生きることを目指して、ここに、やまなし「山の日」を宣言する。

- 一 私達は、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観、安全な生活など、その計り知れない恩恵が山や森林から与えられていることを確認する。
- 一 私達は、山や森林に親しむことを通じ、そこで育まれた歴史や文化、産業、自然などを学び、山や森林と私達との密接な関係を再認識する。
- 一 私達は、先人のたゆまぬ努力により、守り育てられてきたこの山や森林を良好な形で次代へと引き継いでいかななくてはならない。
- 一 私達は、自然との共生、市民参加の森づくり、山村地域の活性化などを推進するため、意識を変革し、行動することを決意する。
- 一 私達は、山や森林の重要性に対する理解を深め、山の日が全国的なものとなるよう広く呼び掛けていくものとする。

## 6 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

### 1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

### 2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

### 3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。

資源やエネルギーの消費が少ないこと。

資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。

長期間の使用ができること。

再使用が可能であること。

リサイクルが可能であること。

再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

### 4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等（以下「特定調達品目」という。）の種類、判断の基準、調達の目標等を、毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

### 5 調達手続き

1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

ただし、OA機器類・家電製品・照明・公共工事の調達にあたっては、「特定調達品目

一覧」の判断基準のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年2月2日閣議決定）」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、第三者機関が認証する下記の環境ラベルや各種団体で作成しているカタログ等で環境に配慮した製品であることの認定を受けた製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコマーク（日本環境協会）</li> <li>・グリーンマーク（古紙再生促進センター）</li> <li>・国際エネルギースターロゴ （「国際エネルギースタープログラム」基準適応）</li> <li>・再生PET樹脂リサイクル推奨マーク （PETボトルリサイクル推進協議会）</li> <li>・牛乳パック再利用マーク （全国牛乳パックの再利用を考える連絡会）</li> <li>・再生紙使用マーク（ごみゼロパートナーシップ会議）</li> </ul>
カタログ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品選択のための環境データベース （グリーン購入ネットワーク）</li> <li>・省エネ性能カタログ （省エネルギーセンター）</li> </ul>

2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。

3) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

#### 6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

1) 購入の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。

なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。

2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

附則：この方針は、平成14年 4月 1日より適用する。

## 7 環境関係表彰受賞者

### (1) 山梨県環境保全功績者表彰(知事表彰)

受賞者 団体 大月市立宮谷小学校(大月市)  
南アルプス市立甲西中学校(南アルプス市)  
山梨県立農林高等学校(竜王町)  
健友会(富士吉田市)  
白糸町森林整備ボランティア(富士吉田市)

受賞理由 多年にわたり、地域の環境保全活動に尽力するとともに環境保全思想の普及・啓発に努め、地域の模範となっている。

受賞年月 平成15年6月

### (2) 愛鳥週間野生生物保護功績者表彰～(財)日本鳥類保護連盟会長褒状

ア 受賞者 樋川 宗雄

受賞理由 長年にわたり、県内鳥獣保護思想の普及に努めるとともに、巣箱かけや野鳥観察園の整備など種々の活動に参加し、幅広い野鳥保護活動を行ってきた。

受賞年月 平成14年3月

イ 受賞者 甲府市立北東中学校

受賞理由 学校林の整備、緑の少年隊による、植物、鳥類等のグループ研究、植樹活動、巣箱かけを学校をあげて取り組んでいる。

受賞理由 平成14年3月

## 8 平成14年度環境年表

年月日	事 項
14. 4. ~	大泉村は、水源保護地域への水質汚染の恐れのある施設の建設を禁止する「水資源の確保と保護に関する条例」を施行し、八ヶ岳広域農道から北側の地域の全てを、民間産業廃棄物処分場等、水質汚染の恐れのある施設の建設を禁止した。
14. 5.29	塩川ダムを水道水源とする葦崎市長と須玉町長が、知事に対し、産廃撤去等を陳情をしたが、知事は、「行政代執行」での撤去は困難と表明した。
14. 6.11	新山梨環状道路北部区間建設計画に関連して、計画地内のオオタカ調査等を実施している国交省甲府工事事務所は、反対派の反対署名の提出の席上、年度内に中間報告の「環境レポート」を公表する予定であることを表明した。
14. 6.18	県は、42ゴルフ場を対象に実施した「平成13年度ゴルフ場排出水中の農薬調査結果」を発表した。年2回、42ゴルフ場を対象に84検体2,940項目を調査したところ、環境省の指針値等を超過して検出された事例はみられなかった。
14. 7.30	環境省は、富士山6合目の山小屋「雲海荘」の新築工事現場付近で、国立公園特別保護地区に指定されている区域に自生していた樹木を違法伐採した問題について、被疑者不詳で富士吉田署に告発を行い、文化庁も、文化財保護法違反の疑いで同署に告発した。
14. 8. 1	県は、富士山6合目の山小屋「雲海荘」の新築工事現場付近で、国立公園特別保護地区に指定されている区域に自生していた樹木を違法伐採した問題について、富士吉田署に被害届けを提出した
14. 8. 5	県が費用の15パーセントの195万円を負担して、富士山須走口山頂の山小屋3軒が、共同でバイオ・コンポスト方式のトイレ2基を設置し、供用を開始した。
14. 9.15	富士山5合目の佐藤小屋では、NPO「富士山クラブ」が2年間行った環境バイオトイレの実証実験の成果を受けて、杉チップ利用のバイオトイレを同小屋隣に設置し、本格稼働を開始した。
14. 9.19	県や県内の食品関連事業者、資源再生業者などが、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に沿って食品廃棄物の減量や再資源化を進めるため、山梨に適したリサイクルの仕組みを検討していく「県食品リサイクル普及推進会議」を設立し、第1回会議を開催した。
14.10. 8	富士吉田市富士山課が事務局を務める「維持管理運営協議会」が、まとめたところによると、富士山吉田口七合目の夏山の公衆トイレ利用者は、26,822人で、1999年度のチップ制導入以来最少人数となったが、チップ総額は、1,592,204円と最高額で、1人当たりのチップ額は59.36円と、初めて50円を超える額となった。
14.10.31	県環境整備事業団は、明野村において公共関与による埋め立て面積、3.3ヘクタール、埋め立て容量408,000立方メートルとする廃棄物最終処分場の設置許可申請を県に提出した。
14. 11 ~ 12	県は、県有林(14万ヘクタール)を対象に、環境に配慮した森林管理の国際的な認証となる国際的NGO「森林管理協議会(FSC)」の「森林認証」取得を計画しているが、認証機関「スマートウッド」により、11月から12月にかけて実施された現地審査が終了し、県有林は、国内で最大規模、自治体初の認証取得に目途がついた。

14.11.11	山梨、静岡両県が組織した「富士山憲章推進会議」は、第8回会合を開催し、富士山に関係する提言を全国から募る「富士山オピニオン」や山岳トイレシンポジウムなど、4件の共同事業を提案した。
14.11.26	県長期計画審議会は、新長期計画の土台となる「長期計画作成の基本となるべき事項」を知事に答申し、恵まれた水資源に着目して、ミネラルウォーター税などの検討を提案、県においても、ミネラルウォーターなど水に関する税を含め、山梨の特性を生かした環境目的税導入の可能性について幅広く検討することとなった。
14.12.11	富士山吉田口登山道の山小屋経営者らは、富士山の環境問題について考える「富士山吉田口環境保全推進協議会」を設立し、生ごみの不法投棄やトイレのし尿処理などの問題に連携して対応することとなった。
15. 1. 6	平成14年12月からのダイオキシン排出規制が強化されたのに伴い、県内では基準に適合しない焼却炉の廃止が進み、市町村と民間施設で計89基と、昨年6月時点の届け出数144基（休止中除く）と比較して、約4割設置数が減少した。 89基のうち、市町村施設は22ヶ所39基（休止1基）となっている。 「公共ごみ焼却施設」に関しては、従前の15施設のうち、新基準に適合しない4施設が廃止され、稼働中の11施設は、既に新基準を満たしていたものや施設改修で対応したものが8施設、ガス化熔融炉などに更新したものが3施設となっている。
15. 1.31	県は、明野廃棄物最終処分場（仮称）の設置について、廃棄物処理法に基づく許可を行った。
15. 2. 3	明野村住民(29人)が知事を相手取り処分場の設置許可取り消しを求めて甲府地方裁判所に提訴。